

議案 62 号 流山市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党を代表し、反対の立場から討論を行います。

第 1 の理由は、基金を取り崩す目的を大幅に緩和するからです。

緩和したことに伴って、これまで一般会計で対応していたもの、ましてや経常経費のものまで、「少額でなければ何にでも取り崩す対象になりえる」としています。

しかし、委員会質疑でも学校教育部長は「ハード面の整備はまだ残されている」と答弁しました。実際、私があるまでもなく、小山小学校・おたかの森小中学校の用地費や建設費の支払いが続いているもとで、新設小学校の用地購入、校舎建設はもちろんのこと、既存小中学校の用地購入、そして校舎、給食調理場の老朽化対策等々、義務教育の施設整備分野には、この基金が必要不可欠です。今後生徒数の増加があれば、中学校の新設も視野にしなければならぬ状況であり、今後も、計画的な積立と計画的かつ厳正な基金取り崩しによる事業執行がまたれています。

にもかかわらず、生涯学習課だけの都合…「年間の事業執行が難しい」という安直な判断で基金の取り崩しを大幅に緩和するというのです。

私は、生涯学習部が所管する各施設でも、水道管の腐食や施設の老朽化、公民館エレベーター設置等が残されており、現在の目的通り、基金を活用する事業が残されていると認識しています。しかしそれらを棚に上げし、施設整備で「めどがついた」という生涯学習課の認識にもとづいても、生涯学習課だけの基金ではないわけですから、義務教育施設にも関わる基金の取り崩しを大幅に緩和させる権限はないといわなければなりません。

ましてや、条例改正までして、取り崩す対象を大幅に緩和させながら、基金の中に位置付けられた野球の観覧席建設は別枠というのでは何のための条例改正なのか、話が通りません。総事業費も、寄付の目標も、実施時期も不明な奈良、総合計画への位置づけもしない、こういうことが、時の権力者による基金運用の悪しき一例だと指摘します。

第 2 の理由は、行政の方針の重さもなければ、その方針を決定する過程の熟議も正当性もうやむやになっていることです。

そもそも 6 月議会の本会議場で、基金の目的変更について、「なかなか難しい」とし、「寄付の目的を分かりやすくするためにサブタイトルを付けたり、事業名を記入することは可能」という代替え案まで示し、市の方針を総合政策部長が代表して答弁しています。この答弁は市長・副市長はもちろんのこと、各基金を預かる部局とも調整のうえ、行政として決定した方針のはずです。

その後、国・県の方針転換による影響もなければ、大量の署名が寄せられるほど市民要望が高まっているわけでもない。議会の大半から総合政策部長への答弁に反発があったわけでもない。ましてや、委員会質疑でも、今の基金の目的で「支障はない」、目的変更による「目標額もない」と学校教育部は答弁していますから総合政策部長の答弁を覆す理由はありません。

さらに行政全体としては、1 2 月議会に財政健全化に関する条例まで計画しているさなかに、生涯学習課が「年間の事業執行が難しい」と不満を口にすれば、条例改正です。本

市公共施設の大部分を占める義務教育施設の明日がかかった基金の使い方を、一部長が不満を口にし、条例変えるぐらいなら、「なぜ6月議会の時点でもっと熟議をしない」、「正当性を持った方針決定がなぜできない」、「財政健全化の条例制定の前に、なぜ生涯学習課の予算要望額をかなえてやらない」んですか。

そもそも、今議会上程されている議案66号も基金条例の一部改正であり、取り崩す対象の緩和ではあるものの、委員会審査時では取り崩しに十分慎重な姿勢などが示されました。議案62号市教育、文化及びスポーツ施設整備等基金条例改正とは、目的も改正に至る経緯も基金への現状認識も全く異なります。こういうダブルスタンダードで、あとは市長の指示や議案とのバスター、議会判断の赴くままに…こういう姿勢が行政全体をダメにすると、強く猛省を求めたい。

最後に、政治は生き物ですから、光もあれば影もある。この条例改正は、私は、首長の多選の弊害を示す一つの萌芽とみています。その萌芽がいくつも噴き出し、さらに拡大することがないように、また、その根が組織の隅々にいきわたらせないように、力を尽くすと決意を申し上げて反対討論を終わります。